

令和5年6月犬山市議会定例議会会議録

第1号 6月2日（金曜日）

◎議事日程 第1号 令和5年6月2日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第56号議案から第81号議案まで
並びに諮問第1号から諮問第3号まで
及び報告第1号から報告第6号まで
(議案上程説明)
- 第5 第79号議案及び第81号議案
(議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第6 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第56号議案 犬山市役所出張所条例の一部改正について
- 第57号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 第58号議案 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第59号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第60号議案 犬山市立幼稚園条例の一部改正について
- 第61号議案 犬山市青少年問題協議会条例等の一部改正について
- 第62号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第63号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第64号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について
- 第65号議案 市道路線の廃止について
- 第66号議案 市道路線の認定について
- 第67号議案 尾張北部環境組合規約の変更について
- 第68号議案 犬山市公平委員会委員の選任について
- 第69号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

- 第70号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第71号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第72号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第73号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第74号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第75号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第76号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第77号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第78号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
- 第79号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）
- 第80号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号）
- 第81号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 報告第1号 令和4年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算繰越計算書について
- 報告第3号 令和4年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第4号 令和4年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第5号 令和4年度犬山市土地開発公社決算について
- 報告第6号 令和5年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について
- 日程第5 第79号議案及び第81号議案
- 日程第6 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 丸山幸治君 | 10番 玉置幸哉君 |
| 2番 ビアンキ恵子君 | 11番 岡 覚君 |
| 3番 増田修治君 | 12番 岡村千里君 |
| 4番 光清毅君 | 13番 鈴木伸太郎君 |
| 5番 小川隆広君 | 14番 沼 靖子君 |
| 6番 島田亜紀君 | 15番 久世高裕君 |
| 7番 諏訪毅君 | 16番 柴山一生君 |
| 8番 小川清美君 | 17番 柴田浩行君 |
| 9番 畑 竜介君 | 18番 大沢秀教君 |

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新 原 達 也 君	議事課長補佐	大 鹿 真 君
統括主査	松 澤 一 悦 君	主査補	高 橋 万 祐 子 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
都市整備部長	森 川 圭 二 君	都市整備部次長	丸 井 良 修 君
経済環境部長	中 村 達 司 君	教 育 部 長	長谷川 敦 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	水 道 課 長	五十嵐 康 君
子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	中 村 美 和 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和5年6月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、2番 ビアキ恵子議員、16番 柴山一生議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。6月定例議会の議会日程は、議会日程案のとおり、本日から6月26日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和5年6月定例議会 議会日程（案）

議会期間：25日間（6月2日（金）～6月26日（月））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘要
第1日	6. 2	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会付託・討論・採決 ○陳情の委員会送付
第2日	3	⊕		○休 会
第3日	4	⊕		○休 会
第4日	5	月		○精 読
第5日	6	火		○精 読
第6日	7	水		○精 読
第7日	8	木	午前10時	○一般質問
第8日	9	金	午前10時	○一般質問
第9日	10	⊕		○休 会
第10日	11	⊕		○休 会
第11日	12	月	午前10時	○一般質問
第12日	13	火	午前10時	○一般質問
第13日	14	水		○休 会
第14日	15	木	午前10時	○議案質疑
第15日	16	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第16日	17	⊕		○休 会
第17日	18	⊕		○休 会
第18日	19	月		○全員協議会
第19日	20	火		○部門委員会
第20日	21	水		○部門委員会
第21日	22	木		○部門委員会
第22日	23	金		○休 会
第23日	24	⊕		○休 会
第24日	25	⊕		○休 会
第25日	26	月	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

犬山市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく宣誓書について、5月15日までに全議員から提出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第56号議案から第81号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで
及び報告第1号から報告第6号まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、第56号議案から第81号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号までを議題といたします。

お諮りいたします。

第56号議案から第81号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

第56号議案から第81号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。議案説明させていただきますが、時間を頂戴しますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、第56号議案、犬山市役所出張所条例の一部改正について、ご説明いたします。この案を提出いたしますのは、移転新設する楽田出張所の供用を開始するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

楽田出張所の位置を犬山市字若宮80番地4から犬山市字外屋敷59番地1に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第57号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和6年3月より運用開始となるマイナンバーを利用した医療扶助の資格確認のオンライン化に当たって、生活保護法に準じて保護を行っている外国人についても同様に対象とするため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

マイナンバーを利用することができる事務を定める別表第1に、生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務を加えるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第58号議案、犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正等に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

第10条第1項では、印鑑登録証明書の窓口交付について、印鑑登録証の添付を省略させる

ことができる場合を定め、第10条の2第4項では、印鑑登録証明書のコンビニ交付について、移動端末設備、スマートフォンに記録される利用者証明用電子証明書による申請を可能とすることを定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第59号議案、犬山市税条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な改正内容は5点でございます。

10ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

1点目として、令和6年度から新たに森林環境税が導入されることに伴うものです。

10ページの第32条の9、11ページの第36条、第39条及び第41条、13ページの第44条、14ページの第44条の2及び第44条の6では、令和6年度から、個人市民税と合わせて、国税である森林環境税を徴収するため、その徴収方法や、納税通知書に記載すべき納付額への森林環境税の追加などを定めるものです。

2点目は、特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴うものです。

16ページをお開きください。

第75条第1号で規定する車両のうち、道路交通法改正に伴う車両区分創設により、特定小型原動機付自転車に該当する車両については、特定小型原動機付自転車として取り扱うことになるため、この区分から除外するものです。

3点目は、わがまち特例対象資産の追加についてです。

18ページをお開きください。

附則第10条の2では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税の軽減が図られるよう、工事完了の翌年度分の建物に係る課税標準の特例割合を3分の1に定めるものでございます。

19ページの附則第10条の3では、当該特例割合の適用を受けようとする場合の手続を定めるものです。

4点目は、燃費排気ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化についてです。

20ページをお開きください。

附則第15条の2及び23ページの附則第16条の2では、再発防止策として、車両メーカーの不正により、軽自動車税環境性能割及び種別割に不足額が生じた場合に、その不足額をメーカーから徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げるものです。

5点目は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長期間についてです。

21ページをお開きください。

附則第16条では、新車で軽自動車を取得した場合、その燃費性能等に応じて、取得の翌年度分の軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例の適用期限を、令和5年3月31日から3年間、または2年間延長するものです。

そのほか引用条文の整理など、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日などについては、附則のとおりでございます。

第60号議案、犬山市立幼稚園条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市立幼稚園の夏休み等の長期休業中において、預かり保育を実施するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

預かり保育の実施期間を、幼児教育の終了後から、幼児教育の実施時間外に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第61号議案、犬山市青少年問題協議会条例等の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、附属機関の会議の招集に係る特例の創設等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

附属機関の会議の招集について、会長など、本来の招集権者が存在しない場合の特例として、市長が会議を招集する旨の規定を追加するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第62号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第15条第1項第4号及び第44条では、こども家庭庁の設置に伴う関係省庁からの事務移管等へ対応するもののほか、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第63号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。

第7条の2では、事業の実施に当たり、事業の実施者が利用者の安全確保を目的とする安全計画を策定することを義務づけるものです。

第7条の3では、野外での活動や送迎のため、自動車の運行を行う場合において、自動車の乗り降りの際に、点呼や見落とし防止装置により、子どもの所在を確認することを義務づけるものです。

第10条では、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準について、保育に支障がない場合に限り、必要に応じて設備及び職員の一部を他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる旨、明確にするものです。

第14条第2項では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のために、職員に対し研修及

び訓練を定期的実施する旨の努力義務規定を設けるものです。

次に、犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。

第6条の2では、事業の実施に当たり、事業の実施者が利用者の安全確保を目的とする安全計画を策定することを義務づけるものです。

第6条の3では、野外での活動や送迎のための運行を行う場合において、自動車の乗り降りの際の点呼や、見落とし防止装置により、子どもの所在を確認することを義務づけるものです。

第12条の2では、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施するよう定めるものです。

第13条の第2項では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のために、職員に対し研修及び訓練を定期的実施するよう定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第64号議案、犬山市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第11条の2では、急速充電設備の規制の対象、位置、構造及び管理について定め、第23条では、喫煙等について、健康増進法及び火災予防条例において、重複する標識の設置が必要となる状況に対応するもののほか、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第65号議案、市道路線の廃止について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道1路線の廃止の議決をお願いするものです。

当該路線については、終点部の南金屋橋が市道認定区域に含まれていなかったことから、一旦廃止し、終点を変更して、改めて認定するものです。

廃止する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

なお、今回廃止する路線の延長は291.8メートルです。

第66号議案、市道路線の認定について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道1路線の認定の議決をお願いするものです。

当該路線については、第65号議案で、一旦廃止した路線の終点を変更して、改めて路線の認定をするものです。

認定する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

なお、今回認定する路線の延長は309.6メートルでございます。

第67号議案、尾張北部環境組合規約の変更について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、新ごみ処理施設の建設に伴い、令和6年度から実施する地域振興事業及び地元協力金に要する経費の組合構成市町の負担方法について定めるため、規約の一部を変更するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第9条第2項第3号では、地域振興事業の実施に要する経費の負担方法について、施設の設置に要する費用と同様の負担方法とし、均等割100分の15、人口割100分の85と定め、第5号では、地元協力金の交付に要する経費の負担方法について、施設の管理に要する経費と同様の負担方法とし、当該年度の前々年度の10月1日から、前年度の9月30日までの間のごみ投入量割とするものでございます。

附則第4項では、経過措置として、施設の管理開始後からごみ投入量の実績値が確定するまでの間は、地元協力金の交付に要する経費の負担方法を人口割とするものです。

この規約の施行の日については、附則のとおりでございます。

第68号議案、犬山市公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市公平委員会委員の眞野健二氏の任期が、本年7月4日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者として再任で、眞野健二氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第69号議案から第78号議案までの犬山市農業委員会委員の任命について、ご説明いたします。

これらの案を提出しますのは、犬山市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了となりますので、委員の任命のため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

第69号議案では河村 修氏を、第70号議案では斉木一吉氏を、第71号議案では安田勝明氏を、第72号議案では宮島直也氏を、第73号議案では田中幸子氏を、第74号議案では小川 豊氏を、第75号議案では宮田 孝氏を、第76号議案では田中 隆氏を、第77号議案では齋藤ゆみ氏を、第78号議案では宮地勝則氏を、それぞれ任命するものです。

なお、それぞれの案に、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第79号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

この補正は、原油価格・物価高騰等に対応するために、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るもので、速やかな対応が必要となるため、ご審議をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に1億5,078万4,000円を増額し、総額を275億8,771万1,000円と定めるものです。

次ページの見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出から申し上げますと、3款の民生費で、保育所等に通う未就学児の給食費を7か月間無料にするための経費のほか、県補助事業として、民間保育所における給食の食材料費の物価高騰分を支援する経費を計上し、4款の衛生費では、上水道の基本料金を8か月間

無料とすることに伴う水道事業会計への繰出金を計上し、9款の教育費では、幼稚園に通う未就学児の給食費を7か月間無料にするための経費を計上しました。

また、歳入では、未就学児の給食費の無料化に伴うものとして、負担金諸収入を減額し、歳出に伴う国や県からの補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金を計上したほか、財源調整として財政調整基金からの繰入金を増額いたしました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第80号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

第1条は、予算の総額に3億2,311万9,000円を増額し、総額を279億1,083万円と定めるものです。

第2条は、地方債の追加を行うものです。

次ページの見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、2款の総務費では、既に債務負担行為として議決をいただいています成果連動型民間業務委託の委託料を予算化するほか、楽田出張所の解体経費などを計上し、3款の民生費では、過年度事業費の確定に伴う国庫補助金返還金の計上のほか、制度改正に伴う生活保護システムの改修経費などを計上し、4款の衛生費では、県制度の創設に伴い実施する若年がん患者在宅医療支援事業補助金の計上や、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などを計上し、7款の土木費では、現在通行止めとなっている城下トンネルの改修工事費を計上し、8款の消防費では、新規採用職員の増加に伴う経費の計上や、自主防災組織活動のためにエントリーをしていた助成金が不採択となったことに伴う減額などを計上し、9款の教育費では、小学校6年生と中学校3年生の給食費を無料にするための経費のほか、昨年度売却した市民文化会館第5駐車場の歳入相当分を基金に積み立てる経費などを計上しました。

また、歳入では、使用料及び手数料で、犬山幼稚園で実施する長期休業期間における預かり保育に伴う使用料を増額し、国庫支出金及び県支出金では、歳出に伴う国や県からの補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金などを計上し、諸収入では、小学校6年生と中学校3年生の給食費の無料化に伴う給食費の減額などを計上したほか、財源調整として、財政調整基金をはじめとする基金からの繰入金の増額や、城下トンネル改修工事に伴う起債を計上しました。

4ページをご覧ください。

第2表の地方債補正では、城下トンネル改修事業に係る地方債の追加を行うものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第81号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

この補正は、原油価格・物価高騰等に対応するために国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るもので、速やかな対応が必要となるため、ご審議をお願いするものです。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をお願いするもので、収入としまして、第1款水道事業収益のうち、営業収益で1億2,448万9,000円を減額、営業外収益で1億2,558万

7,000円を増額し、総額を13億3,333万2,000円とするものです。

また、支出としまして、第1款水道事業費用のうち、営業費用で109万8,000円を増額し、総額を13億2,036万9,000円とするものです。

第3条は、予算第6条に定めた一般会計から補助を受ける金額を1億2,650万7,000円とするものです。この補正予算は、物価高騰に直面する生活者、事業者の負担軽減の支援策として、水道料金の基本料金を8か月間無料とする事業を行うためのものです。

なお、2ページ以降に実施計画及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の上島洋子氏が、本年3月31日をもって退任されましたので、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

後任者として、新任で中島美佐子氏を推薦するものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の玉置純二氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

後任者として、再任で玉置純二氏を推薦するものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の高木浩行氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

後任者として、新任で野村秀夫氏を推薦するものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

報告第1号、令和4年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

この計算書は、これまでの議会で令和5年度に繰り越すことをお認めいただいた令和4年度予算について、地方自治法施行令の規定に基づき、議会への報告を行うもので、2ページから5ページまでの計算書のとおり、公有財産マネジメント推進事業のほか、24の事業について実際に繰越しを行ったことをお示しするものでございます。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第2号、令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

この計算書は、令和5年2月定例議会で、令和5年度に繰り越すことをお認めいただいた令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算について、地方自治法施行令の規定に基づき、議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、屋形船高質化

事業について、実際に153万5,000円を、令和5年度に繰越しを行ったものでございます。

報告第3号、令和4年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告いたします。

これは令和4年度犬山市水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越ししましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書をお開きください。

令和4年度事業として発注した犬山西馬場先配水管布設替工事につきましては、関連する下水道工事の工程に従って工事を施工するため、契約額の1,950万3,000円を、橋爪東一丁目配水管布設工事につきましては、関連する造成工事等の工程に従って工事を施工するため、契約額の913万円を、羽黒東畑配水管布設替工事につきましては、関連する下水道工事の工程に従って工事を施工するため、契約額の324万5,000円を、犬山東馬場先配水管布設替工事につきましては、関連する下水道工事の工程に従って工事を施工するため、契約額の957万円を、第二加圧所耐震化工事につきましては、使用する材料の調達に時間を要するため、契約額の1,870万円を、白山浄水場薬注計装盤機器取替工事につきましては、使用する材料の調達に時間を要するため、契約額の225万5,000円を、それぞれ令和5年度に繰越しを行ったものでございます。

報告第4号、令和4年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

これは令和4年度犬山市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書をお開きください。

令和4年度事業污水管きよ布設事業、污水管きよ布設付帯事業及び物件移転補償金については、地下埋設物の移転等に時間を要したことにより、污水管きよ改良事業については、補正予算にて追加した事業について、資材の調達に時間を要したことにより、五ヶ村調整池整備事業については、地盤が想定以上に軟弱であったため、地盤改良が必要となったことにより、公共污水ます設置工事については、住民との調整及び污水ますの設置に時間を要したことにより、機器整備工事については、コロナ感染症の影響により資材の調達に時間を要したことにより、材料費については、関連する国事業の工程変更が行われたことにより、それぞれ令和5年度に繰越しを行ったものでございます。

報告第5号及び報告第6号は、いずれも地方自治法の規定に基づき、土地開発公社の経営状況を報告するものでございます。

初めに、報告第5号、令和4年度犬山市土地開発公社決算について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

令和4年度は、土地開発公社による土地の取得及び処分がありませんでしたので、4ページ以降の決算報告書により、記載のとおり、租税と借入利息の支払いや、保有地の貸付けによる収益など、わずかな運営経費の執行にとどまりました。

なお、事業内容の詳細につきましては、決算報告書と合わせ、事業用地明細書や借入金明細書などを添付するほか、15ページには公社監事の決算監査意見書も添付しておりますので、

ご参照ください。

続きまして、報告第6号、令和5年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について、ご説明をいたします。

最初に、事業計画をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

令和5年度は、公社により土地を取得する予定はありませんが、長期保有となっている橋爪高雄線用地の処分を計画いたしました。

続きまして、予算をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量では、ただいま申し上げた事業計画に基づく用地の処分を計上し、第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款の事業収益で土地の処分による収益として5,634万1,000円を、第2款の事業外収益で受取利息や土地の貸付料などとして19万5,000円を計上しました。

支出では、第1款の事業原価で処分する土地の原価として収益と同額を、第2款の販売費及び一般管理費で、公社に係る租税などとして19万5,000円を計上しました。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、過去に借入れを行った事業資金に係る新規利息分の借入れとして3万4,000円を計上し、支出では、ただいま申し上げました借入れに係る支払い利息として借入金と同額を計上するとともに、金融機関への償還金として2,199万5,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額につきましては、当該年度分損益勘定留保資金を補填することとしております。

また、第5条は、長期借入金について、その限度額などを定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、4ページ以降の予算実施計画書等をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第5 第79号議案及び第81号議案

◎議長（柴田浩行君） 日程第5 第79号議案及び第81号議案を議題といたします。

ここで議案精読のため、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第79号議案及び第81号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

2番 ビアツキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキです。第79号議案と第81号議案について質疑させていただきます。

これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、水道事業上水道費に充てられていると思うんですけど、普通に考えると、犬山は全国に比べて水道費はかなり安いので、あえてなぜこの事業に充てられているのか。

また、ほかの事業にも使えるんじゃないかと思ったんですが、よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えいたします。

この臨時交付金を、なぜこの事業に充てたかというご指摘だと思いますので、これを決めた過程について説明させていただきます。

国のほうから年度末に、この推進交付金についての通知が、市のほうにございまして、すぐに3月30日の幹部連絡会で全庁的な共有を行いました。その後、4月6日に市内の全課に対して、この事業についてどのように使ったらいいかという提案を求めたところ、期限が4月17日だったんですが、今回の補正で出させていただいたものも含めて、11の事業の提案がございました。

それで、どうやってこれを決めていこうかというところで、1つが広く市民全体に行き渡ること、一部の人ではなくて広く市民全体に行き渡ること、それから、前に議案質疑いただきました子育てのほうにも使うということで、この2つの事業を、交付金の限度額がございしますので、それに合う中で考えるということで、選定させていただいたという経緯がございします。

◎議長（柴田浩行君） 他にご発言を求めます。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田でございます。第81号議案についてお伺いさせていただきます。

全員協議会資料の30ページ、31ページの部分に、システム改修等費用の補填について109万8,000円が計上されております。こちらは前回はシステム改修等の費用の補填が計上されておりますが、前回との違いと、また下に細目はございますが、これだけではちょっと分かりにくいので、もう少し説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） それでは、増田議員の質疑にお答えします。

前回、令和4年度に3期分を行いまして、今回につきましては4期分ということで、前回は6か月間、今回につきましては8か月間という期間の差がまずございます。そういった中でシステムの改修というところで、計画については昨年の予算と比べさせていただくと、若干ですけども安くなっております。その理由としましては、前年度もやっているといううな中で、やり方を熟知しているという部分で安くなっているというところであります。

また、内容につきましてはシステム改修等、それからお客様への料金に対する支援業務と、

その2つの委託を考慮しておりまして、期間は長くなっておりますけれども、全体の委託金額としては安くなっているということで、月1期分、そういった部分については、そういった熟知しているというところで、金額のほうは安くなっております。

しかしながら一つ支援の中では、昨年度行っておりませんでしたけれども、なかなかホームページですとか広報でお知らせするんですけども、大半の方が口座からの引き落としというようなことで、なかなか実感というか分からないんですけども、そういった中で今回、給水関係にされてる方につきましては、全戸配布という業務をちょっと追加はしておるんですけども、全体としては安くなっているということで積算をしております。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からも第79号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について、1点、お尋ねをしたいと思います。

全員協議会資料24ページ、ご参照ください。

未就学児給食無料化事業ということで、歳出のほうで2,367万1,000円出ておりますけれども、先ほど経営部長の答弁で、この交付金は広く市民全体に行き渡るようにということで、事業決定していったという答弁があったんですけども、今回、全員協議会資料を見てみますと、公立の保育園で1,592人、対象者、民間のほうは157人ということで、全部で1,749人ということになってます。

ざっと今の出生数を考えたときに、ゼロから5歳、約500人ぐらいだと考えると、2,500人ぐらいいるなというふうに自分は想像するんです。そういった中で、何らかの理由でやっぱり保育園に通えないとか、そういう方もおみえになると思うんですけども、その辺の数字というのは確認した上でのことだということで、確定した数字が分かれば、まず教えていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 玉置議員のご質疑にお答えします。

令和5年度4月1日時点の人数にはなりますけれども、公立保育所、民間保育所、公立・私立幼稚園、認可外保育施設と合わせて、今現在1,877人が就園していることになります。当市の人口のゼロから5歳児が令和5年度4月1日時点では2,710人ですので、未就学児の70%程度が就園していることになっています。

もう少し細かく申し上げますと、ゼロ歳児から2歳児が約35%、3歳児から5歳児が約97%就園しているという状況になります。数としては以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他にご発言を求めます。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木でございます。第79号議案から1件、質疑させていただきます。

3款と9款で、幼保の給食費の関連の議案が出てきている、数字が出てきているんですけども、無償化は時代の流れというところで理解はするんですけども、第80号議案にもち

よっと絡んでくるんですが、ご存じのように犬山はセンター方式ではなく自校式で、かなり既にここにコストがかけられていて、それは非常に感謝しているんですけども、今後、このような事業が恒久化していくと想定されておりますが、この議案が第一歩で通したとして、これから先何年後かにもわたってですけども、コストがかかって、この無償化にコストがかかってくるというところの裏返しで、自校式のメリットである、ただそこにすごいコストがかかってるところにしわ寄せがいくような心配というのはないのか、ちょっと懸念するところなんで、そこら辺の関連性というか、あれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えいたします。

給食費無償化については、議員おっしゃるように、流れとしてあると思っております。それが国の責任でやるのか、市が負担するのかというところは、これから見定める必要ありますけども、今回、未就学児給食費無料化事業につきましては、国の臨時交付金のほうが市のほうに充てられたということで、選択したものでございます。

今後また、このような臨時交付金の下りてくることになりましたら、その都度、事業選択のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑なんですが、まだ自校式のよさをこれからも維持していく云々かんぬんというのは、そこら辺のところまではまだ全然、今回の議案とは関係ないというふうな理解でよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

滝教育長。

◎教育長（滝 誠君） 今回の措置は、賄い材料費をこれまで保護者が負担していたものを、国から頂いた交付金で充てていく。自校式というのは全く市が独自でやってることありますので、これによって自校式がどうこう影響されることはないとは私は考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 私も第81号議案で聞きたいんですけど、水道料金のことなんですけ

ども、臨時交付金の使い道はいろいろあると思うんですけど、何か総務省の方から結局市のほうに入ってくるような使い方は避けるべきだという通達があったというふうに聞いたんですけど、今回2回目なんで、今頃聞いてどうなるんだという話なんですけど、そういう通達はあったんですか。

それを踏まえた上でも水道で使おうという、そういう決定なされたんでしょうか、ちょっと聞きたいです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えいたします。

水道に充てるというのは、これで2回目ということなんですけども、議員おっしゃるとおりで、私の記憶によりますと、市の事業とかそういうのに、事業というのは例えばもうかるようなものとか、そっちの方に充てるのはいかんというようなことで、これは市民に対して還元する形ですので、問題ないと理解しております。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 第79号議案と第81号議案両方に係ることで、ピアキ議員の質疑に続いてという形でお願ひしたいんですけども、先ほどの答弁の中で、11事業が各課から上がってきたということでした。昨年度末の段階で副議長をさせていただいていたときに、この交付金が出るということを知り、段階的に情報がいろいろと、子育ての関係、低所得者の関係、まだあるよということが出てきたんですが、そのときに何か相談とかあるのかなと思ったら、意外となかったもんですから、だから何やるのかなというのは分からなかったんです。

市民の方にとっても、やっぱりちょっと特定のこのところに偏ってるんじゃないかということもありますので、ちょっとやっぱり広く議会も含めて検討がこれからできればという観点で、その11事業というのはどういう事業なのかについて、お示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えいたします。

11事業ありまして、順番に言っていきます。

1つが、新型コロナウイルス感染症にという形で、市内医療機関への応援、医療機関がこのコロナで困っているところに応援する交付。それから、これ実はもう4月にやっています家計急変世帯、補正いただいているものです。それから、障害者福祉施設の光熱費の補助、支援という形ですね。それから、介護サービス事業者に対しても同様のもの。それから、学校給食費の無料化。お米券配布事業。それから、今回の保育所の保護者の給食費の無償化。それから、子育て生活支援応援金給付事業に上乗せする形のもの。それから、民間福祉施設に対する補助。それから、住宅省エネ改修支援補助と水道事業に補助の以上11事業が各課から上がってきたものです。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 市としては、予算の枠内で収まるものを優先したということのような答弁が先ほどあったんですけども、できるだけ広く行き渡るという観点だったようですが、例えば他の市町だと省エネ家電の買い替えとか、事業者で特に電力をよく使うとかいうところへの支援もあるようですが、そういうところはちょっとあんまり勘案せずに、今回、家計に集中したということでもいいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 議員おっしゃるとおりで、今回の電気・ガス・食料品の高騰等に対して、市民の皆様が困ってみえるということを重視して、水道事業等広く行き渡るものというものを選択させていただきました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、第79号議案及び第81号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和5年6月定例議会常任委員会
付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第79号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 15款 国庫支出金 19款 繰入金

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第79号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 13款 分担金及び負担金 16款 県支出金 21款 諸収入 歳出 3款 民生費 9款 教育費

議案番号	件名
第79号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 4款 衛生費
第81号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（柴田浩行君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

再 開

午前11時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、鈴木総務委員長。

〔総務委員長 鈴木君登壇〕

◎総務委員長（鈴木伸太郎君） 総務委員会審査結果報告書を朗読させていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、玉置建設経済委員長。

◎建設経済委員長（玉置幸哉君） 建設経済委員会審査結果報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和5年6月2日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長
鈴木 伸太郎

日 時 令和5年6月2日 午前11時11分から
午前11時17分まで

場 所 第1委員会室

出席委員 令和5年6月2日 5名（全員）

付託議案

第79号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 15款 国庫支出金

19款 繰入金

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第79号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年6月2日

犬山市議会議長

柴田 浩行 様

民生文教委員長
久世 高裕

日 時 令和5年6月2日 午前11時12分から
午前11時24分まで

場 所 第2委員会室

出席委員 令和5年6月2日 6名（全員）

付託議案

第79号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 13款 分担金及び負担金

16款 県支出金

21款 諸収入

歳 出 3款 民生費

9款 教育費

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第79号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和5年6月2日

犬山市議会議長

柴田浩行様

建設経済委員長

玉置幸哉

日時 令和5年6月2日 午前11時13分から
午前11時20分まで

場所 第3委員会室

出席委員 令和5年6月2日 6名（全員）

付託議案

第79号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 4款 衛生費

第81号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第79号議案及び第81号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第79号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

5月25日までに陳情8件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月3日から7日までは休会及び議案精読とし、8日午前10時から本会議を再開いたします。一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時52分 散会